法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

千代田区関係主体の環境意識・行動調査と主体間連携についての研究及び提言 : 地域社会における企業の環境・CSR活動を考える(平成16年度千代田学事業 報告書)

KASHIWAGI, Yuto / 石神, 隆 / 堀内, 行蔵 / 田中, 充 / 山田, 元紀 / 長野, 浩子 / 水上, 真理子 / 小林, 朋生 / 関根, 枝美 / 足立, 乃梨子 / 柏木, 勇人 / 太田, 彩方 / 南, ひかり / 伊東, 一夫 / ISHIGAMI, Takashi / HORIUCHI, Kozo / TANAKA, Mitsuru / YAMADA, Motonori / NAGANO, Hiroko / MIZUKAMI, Mariko / SEKINE, Emi / KOBAYASHI, Tomoki / ADACHI, Noriko / OTA, Ayaka / MINAMI, Hikari / ITO, kazuo

(出版者 / Publisher)
法政大学地域研究センター
(開始ページ / Start Page)
1
(終了ページ / End Page)
49
(発行年 / Year)
2005-03

Hosei University Repository

第五章　環境報告書等の調査からみえる千代田区における CSR 活動

千代田区内に立地する上場企業が発行している環境報告書等から、地域での CSR 活動を調べた。千代田区内に立地する上場企業 296 社の中で、環境報告書等を発行している企業数は 60 社に及び、それらをすべて取り寄せて調べた。

第一節　環境報告書等の背景

環境報告書等、と記述した理由は今日において、企業が環境報告書のみならず CSR レポートあるいはサステナブルレポートなど各種の関連した報告書を発行している事情に合わせて、これらの報告書を総称して、環境報告書等とした。

環境省の調査によると、サステナビリティレポートや CSR レポートなどを公表している企業数は 1998 年度の 197 社から 2003 年度には 743 社へと急増し[1]、年々増加の傾向にある。近年、多様なステークホルダーの環境への関心が高まる中にあって、環境配慮促進法「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」が 2005 年 4 月 1 日に施行される。しかし、今のところこの法律の対象は特定事業者に絞られているが、その他の民間事業者に対しても環境報告書の公表に努めるよう呼びかけているので、今後は更に増加していくものと思われる。

環境報告書とともに現在注目されているのは CSR レポートである。現在のところ CSR の定義は明確にはなってはいないが、国際的な動向としては国連のグローバルコンパクト[2]や国連環境計画（UNEP）の公認協力機関である GRI（グローバル・リポーティング・イニシアティブ）が 2000 年に「持続可能性報告ガイドライン」を発行しており、CSR 報告を行うグローバル企業がそれらを参考としている。ISO は、2001 年から国際規格化にむけて検討されているが、日本も行政機関として経済産業省や環境省などが中心となって日本経団連、企業各社あるいは連合などでも検討中である。

日本経団連は CSR の指針として企業行動憲章の策定（1991 年、2004 年 5 月改定：10 原則）、社会的責任経営部会の設置（2003 年）など極めて積極的な動きを見せている。 経済同友会は 2003 年 3 月に、第 15 回企業白書「市場の進化と社会的責任経営」をまとめている。又、（財）日本規格協会は「ISO／SR 国内対応委員会」を設置し活動し始めた。

企業の CSR の取組み状況を判断し選択投資する SRI（社会的責任投資）があり、日本では十分に普及されていないが機関投資家もステークホルダーとして認識されている。学術研究では、環境経営学会が経営、環境、社会の分野でサスティナブル・マネジメントの格付けを行っている（2002 年）。ナチュラル・ステップ・インターナショナル（NGO）の創設者のローベル博士は CSR 経営について、問題対処型ではなく将来のビジョンに基づいて進むべき方向を決めるバックキャステングの手法を唱えている。

---

[1] 日経エコロジー（2004/10 月号、p54）

[2] 2000 年 7 月発足：70 ヵ国以上、1232 社参加、参加企業に対し、人権、労働基準、環境の 3 分野について普遍的な 10 原則を支持し、実践するよう要請している。参加企業は年次報告をする。

Hosei University Repository

このように今日では企業の CSR 活動という課題は極めて社会的な企業の活動と位置付けられはじめているが、多くの企業はどのようにそれらに対応すべきかについて戸惑いつつも、試行錯誤的な取組みを行っているが、実際に実施できるのは資金面でも人材面でも優位にある大企業が中心であるのは否めない事実である。これらのことは、本研究・調査が行ったアンケート調査などによっても裏付けられた。

第二節　環境報告書等の概要

環境報告書、環境社会報告書、サステナビリティレポートなど多くの名称が各企業により採用されているが、最近の傾向では CSR レポートなどとタイトル名が変化してきている。

2-1 千代田区内企業のおける環境報告書等のタイトル名（2004 年度）一覧

表 5-1　環境報告書等名称一覧表

環境報告書等の名称	社数	%
環境報告書	32	53
環境社会報告書又は社会環境報告書	9	15
環境境経営報告書	4	7
サステナビリティレポート	4	7
レスポンシブル・ケア（RC）報告書	4	7
環境・安全報告書	2	3
CSR レポート	2	3
その他[3]	3	5
合　計	60	100

表 5-1 は、環境報告書等の名称別一覧である。このように極めて多様な名称が使用されている。しかし、内容的には大きい差はみとめられないが、従来の環境面に加えて、社会的な側面を加えた項目が増えている傾向が見える。

また、環境報告書等の発行を担当する企業内組織は環境に関係する部署が多く見受けられ、最近では CSR 担当部署などに組織も改名されるケースが増えてきている。また、CSR 担当役員や CSR 委員会が設置されるようになった。環境報告書等を発行する組織のありようは経営トップの経営理念や意思が反映されるとともに柔軟で機能的な組織が必要となろう。

[3] 「会社案内」「年報 2004」「アニュアル・レポート」などである

Hosei University Repository

2-2 環境報告書の普及状況（環境省[4]）

表 5-2　環境報告書発行年度開始別一覧表

年度	事業者数
1998 年	197
1999 年	270
2000 年	430
2001 年	579
2002 年	650
2003 年	743

左の表 5-2 は環境省の調査によるものであるが、この環境省の調査と同様に、千代田区内立地企業へのアンケート調査からも、2000 年から発行をはじめた企業が多く見られる。なお、環境省は、2000 年に企業の環境保全への取り組みを促すため、「環境会計システムの導入の為のガイドライン」を発表している。

2-3 環境報告書等の発行目的

アンケート回収企業の環境報告書等によると、環境報告書等の発行の目的として、「アカウンタビリティ（説明責任）」や「コミュニケーション」、「企業のイメージアップ」と答えている企業が大半であり、ツールとして、社会的責任を積極的に果たすことでリスクマネジメントを強化し、アピールをしようとしている企業の経営姿勢をうかがうことができる。

リコーグループのように環境経営報告書、社会的責任経営報告書、アニュアル・レポートの「環境」「社会」「経済」の 3 つの領域の報告書を作成して多様なステークホルダーに情報開示し対応している企業もある。リコーグループは、「リコーグループ CSR 憲章」を企業の行動原則として 2004 年 1 月 1 日施行している。

2-4 環境報告書等のステークホルダーの配布先

またそれぞれの企業は、様々のステークホルダーへ環境報告書等をコミュニケーションツールの 1 つとして、数千部発行するが、作成などに費用がかかるなど企業負担となる。そして、環境報告書等の配布先や読者層の多くは、企業説明の場や環境に関心のある大学のゼミの学生、企業の環境等の担当者、NPO や NGO などであり、またこれらの人達も企業にとっては重要なステークホルダーの一員でもある。

2-5 企業の環境理念

多くの企業の環境報告書等には、地球環境問題の解決の取り組みを経営の重要課題と位置づけ、企業市民として、社会貢献活動を通じ、社会との共生などをうたっているケースが多く見受けられる。ここで、イトーヨーカドーと大塚商会の二社を事例として取り上げる。

[4] 日経エコロジー（2004/10 月号）、p54

Hosei University Repository

1)（株）イトーヨーカドー

「皆様に信頼される企業であるため、企業としての社会的責任を果たします。イトーヨーカドーは、企業もまた社会の一員であるという『コーポレート・シチズンシップ』の視点から、常に『経済』、『社会』、『環境』など三っのバランスがとれた事業活動を目指し、企業としての社会的責任を果たします」

2)（株）大塚商会

「環境保全を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、その事業活動を通じて『自然や社会とやさしく共存共栄する企業』を目指します」

イトーヨーカドーは、経済、社会、環境のスリーボトムラインを基盤に置いた企業理念であることがうかがえ、環境への配慮を強調していることも理解される。また、大塚商会の理念からは、自然すなわち環境と社会との共存共栄を掲げている。

このように、企業活動の理念には環境への配慮が相当浸透していることが理解される。また、これからの企業経営にはこうした企業理念を掲げると同時に、それを支える経営トップの高い倫理観とリーダーシップが要求され、あわせて社員一人ひとりにもそうした企業理念が徹底されることが望まれる。このように社会的責任を果たすためには全社的な取組みが前提となると考えられる。

2-6　ISO14001 の認証と EMS

アンケート回答企業の 70%以上が ISO14001 の認証取得、あるいは EMS の構築とその実施を行っているように、わが国全体としても多くの企業が ISO14001 の認証を取得しており、その数は 2004 年 12 月末現在 17,229 件（日本規格協会調べ）に達し、年々増加傾向にあり、わが国の ISO14001 取得件数は世界のトップに位置している。

業種的には製造業、サービス業などの一般的な企業のみならず、地方自治体や大学、さらには公立の幼小中学校などの教育機関までが取得するなど、多様化する傾向にある。ただし、企業が取り組む環境経営としての ISO14001 の課題は、直接環境影響である「紙」「ゴミ」「電気」の削減だけでは継続的な改善に限界がある。今後は、間接環境影響の有益な目的を考えていかなければならなくなる。また ISO の要求事項のコミュニケーションはステークホルダーを必要としている。

第三節　千代田区に本社のある企業の環境報告書等の事例

千代田区に本社のある上場企業は環境に限らずさまざまな CSR 活動を行っているが、従来のように、それぞれの事業所が個別に対応する CSR 活動だけではなく、これからは本社の主導による全社的で有機的な CSR 活動が望ましい。CSR の内容も業種や企業の個性によって様々であるが、特に環境面に関する CSR 活動で全社的取り組みとして、以下に 6 社の事例を

Hosei University Repository

あげる。なお、以下に関する出典はすべて各社の環境報告書等によった。

1)　新日本製鐵（株）

「環境報告書—Sustainability Report— 2004」として同時に発行した「アニュアル・レポート」とセットにして CSR 報告書としている。担当部門は環境部である。当社は 1998 年に国内鉄鋼業で初めて環境報告書を発行した。具体的な活動としては、北九州エコタウン、ひょうごエコタウン（広畑）など、地域の総合環境コンビナートに参画している。

2)　東京電力（株）

TEPCO 環境行動レポート「2004」、担当部門は環境部である。

具体的な活動は以下のとおりである。

- 尾瀬の自然保護
- 当間高原リゾートでのビオトープを創出
- 全国大学生環境活動コンテストの開催
- 社員による地域の教育機関と連携した次世代（小・中・高校生を対象に）向けのエネルギー講座の実施

3)　（株）イトーヨーカ堂

「企業の社会的責任報告書—社会・環境活動報告 2004」、担当部門は企業行動委員会事務局「お客さま」「お取り引先」「株主」「地域社会」「社員」の多様なステークホルダーとの「対話」形式で報告書を作成している。「事業活動で生み出された価値」の分配先を数値化する CSR 会計を公表している。

具体的な分配の内訳は以下のとおりである。

- 地域社会・NPO・社会貢献（寄付金、諸負担金）：0.3 %
- 環境（環境経費）：1.7 %

4)　凸版印刷（株）

CSR レポート 2004、担当は法務本部 コンプライアンス部である。1998 年より発行していた環境報告書を CSR レポートとして発行している。内容は、グループにおける CSR の考え方と取り組みの報告である。

CSR 活動の重点 6 テーマは以下のとおりである。

- コーポレート・ガバナンス
- コンプライアンス
- 顧客満足度の向上
- 人財の尊重と活動
- 社会文化貢献活動
- 環境への取り組み

なお、商印事業部、ビジネスソリューション部では、2004 年「環境・CSR コミュニケーションについて他企業（約 90 社）のレポート作成支援を通じて環境報告書の分析を独自に行っ

Hosei University Repository

ている。

5)　三菱地所（株）

三菱地所グループ　環境報告書 2004、担当部門は企画管理本部 社会環境推進室である。2004 年 5 月に従来の三菱地所「環境憲章」を見直し、「三菱地所グループ環境憲章」として三菱グループ全体で共有している。また、環境会計の対象範囲を拡大し、環境に配慮した構築事業（丸の内再構築事業：丸の内オアゾ開業）の展開を始めている。

6)　東京海上日動火災保険（株）

東京海上環境報告書 2004「第 5 号」2004 年 10 月 1 日、 東京海上火災保険（株）と日動火災海上保険（株）と合併し、同時に社会環境室は、経営企画部 CSR 室へ担当が変更となった。また、「東京海上版/企業価値測定指標」を開発し、社長を委員長に社内環境施策の推進組織「グリーンコミティ」を設置している。

具体的な活動は以下のとおりである。

■　マングローブ植林プロジェクト

第四節　環境報告書等の CSR 活動

千代田区内で本社が行っている環境・CSR 活動については、残念ながら環境報告書等からは読み取ることができなかったが、環境活動としては、事業用大規模構築物（1000 ㎡以上）に該当する企業では、ゴミの発生抑制、分別・リサイクルの実態を千代田区へ定期報告することが義務付けられている。また、「改正省エネ法」により、電力、燃料の年間使用量（600 万 KWH 又は 1500KL 以上）の大規模事業所では、エネルギー使用状況等の定期報告で省エネルギー対策や節水は実施されているので特に記載はない。又、グリーン購入や調達は全社的取り組みが記載されている。なお、環境報告書等に記載されている具体的な CSR 活動について、環境に関わるものと一般的なものとを抜粋しまとめて以下に列挙した。

4-1 環境に関わる CSR 活動

植林活動（主に海外）
みどりの基金
地域の清掃活動
環境イベントの参加
NPO/NGO への支援（WWF ジャパン、日本野鳥の会）
環境セミナーの開催
エコツアー実施
子ども環境教室、見学会の開催
環境教育ビデオの製作・配布
KIDS/ISO プログラムへの参加支援
オフィス町内会会員企業（古紙回収、白色度 70 運動）

Hosei University Repository

4-2 一般的な CSR 活動

文化、芸術支援

チャリティコンサート

ガラスアート支援

福祉、医療関係支援

老人ホームの介助、障害者支援

使用済み切手、プリペードカードを収集して福祉法人等へ寄付

赤ちゃん休憩室、育児相談の開設

寄付、マッチングギフト制度、チャリティバザーなど

自然災害への義捐金

研究助成事業

奨学金事業

NPO/NGO 活動への支援

什器備品の寄付

NPO 法人設立

シンポジウム、セミナーの開催

少年野球大会開催などスポーツ支援

敷地、施設の開放（地域との共生）

ボランティア休暇制度

献血活動

第五節　考察

企業の環境報告書等は時代とともにその名称も、環境報告書から CSR レポートなどへと変化しつつあることがわかった。しかし、報告書の名称が変わってきてもそこに記載されている内容はさほど変わってきているとは言いがたい。しかし、これらの報告書を発行する企業は年々増加の傾向にある。それは、企業自身も社会とのコミュニケーションの必要性を強く感じ始めていることの現われである、と捉えることができる。しかし、このような報告書がはたしてどのような階層にどれだけ読まれているかというといささか疑問がのこる。また、企業側がさまざまなステークホルダーとコミュニケーションを取りたいと言った意図がどれだけ達成されているのかも実は不明である。また企業側が読み手として想定しているさまざまなステークホルダーの側に報告書を読みたいというニーズが醸成されているのかという点も定かではない。この点について、企業も報告書の作成にあたり、抽象的な記述を少なくしてより具体的な内容を豊富にもりこむなどの編集上の工夫や、読み手が本当に読みたい内容とはなにかなどを十分に調査したうえで、伝え方や伝えたい内容を検討するなどの工夫が必要ではないか。

また、今回の調査対象であった千代田区での環境・CSR 活動に関しての記述は、環境報告書等からはほとんど見つけることはできなかった。一般的に言っても今回調査した各社

Hosei University Repository

の環境報告書には、地域社会への具体的な CSR 活動に関する報告が乏しいように感じられた。センセーショナルな記事を多く記載するのではなく、社会的生活レベルに関する記述を多く記載するなど、多様なステークホルダーの関心を汲み取りそれらが反映された報告書の作成が今後の課題ではないかと思われる。多くのステークホルダーが手にとって読みたくなるような内容の報告書の発行を期待したい。この章では、最後に日本経済団体連合会の「企業行動憲章の 10 原則」を掲げておく。

日本経済団体連合会の企業行動憲章の 10 原則

① 社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する

② 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ

③ 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する

④ 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働き安い環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する

⑤ 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する

⑥ 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う

⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する

⑧ 国際的な事業活動においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う

⑨ 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させる。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る

⑩ 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う

（執筆担当者：伊東、山田）